

彦根市介護サービス事業者における事故発生時の報告に関する取扱要領

1 趣旨

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者および介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者(以下「介護サービス事業者」という。)が本市に対して行う事故発生時における報告の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2 報告の範囲

各介護保険サービスの基準における利用者または入所者(以下「利用者等」という。)に対するサービス提供により発生した事故の報告については、直接介護を提供していた場合のほか、次の場合を含むものとする。

- (1) 利用者等が事業所または施設(以下「事業所等」という。)内にいる間に起こったもの
- (2) 利用者等の送迎、通院中に起こったもの
- (3) その他サービスの提供に密接な関連があるもの

3 報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種類は、次のとおりとする。なお、事業者の過失の有無を問わず報告を必要とする。

- ① 死亡：自然死および病死以外の死亡事故(自殺を含む。)
- ② 転倒：歩行等による移動時の転倒事故による負傷
- ③ 転落：高所からの転落事故による負傷
- ④ 誤嚥・窒息：食事等摂取時の誤嚥等による窒息事故
- ⑤ 異食：異物の誤飲による事故
- ⑥ 誤薬・与薬漏れ等：誤った種類・量・時間の服薬による事故
- ⑦ 医療処置関連(チューブ抜去等)：医療処置にかかる事故
- ⑧ 原因不明：原因が特定できていない事故
- ⑨ その他：感染症(結核、インフルエンザ等)、食中毒、交通事故、徘徊(利用者等の行方不明を含む。)、接触、職員の違法行為・不祥事、利用者等同士のトラブル、福祉用具不良・施設整備不良、その他の理由により利用者等がサービスの不利益を被ったもの。

※「職員の違法行為・不祥事」は、サービス提供に関連して発生したものであって、利用者等に損害を与えたもの。(個人情報紛失、利用者宅の家財の損壊、交通事故、預かり金の紛失・横領などをいう。)

- (2) 死亡については、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因であるものを報告すること。
- (3) 負傷については、医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受けて投薬、処置等何らかの治療、入院が必要となった事故を報告すること。ただし、事故の原因が判明しており、

軽微な治療（湿布の貼付、軽度の切傷への消毒作業など）である場合は除く。

- (4) 感染症（結核、インフルエンザ等）および食中毒については、発生またはそれらが疑われる状況が生じ保健所へ報告したもの。

【報告要件】

- ① 同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者または重篤な患者が一週間以内に2人以上発症した場合
 - ② 同一の有症者等が10人以上または全利用者等の半数以上発症した場合
 - ③ イおよびロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合
- (5) 従業員の直接行為が原因で生じた事故および従業員の介助中に生じた事故のうち、利用者等の生命または身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明および事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。
- ※ 事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者等が転倒したものの、特に異常がみられずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所等内で検討して、再発防止に努めること。

4 報告すべき内容

- (1) 事故状況：事故状況の程度、死亡年月日（死亡に至った場合）
- (2) 事業所等の概要：法人等の名称、事業所等の名称、事業所番号、連絡先および提供しているサービスの種類
- (3) 対象者：利用者等の氏名、年齢、性別、住所、被保険者番号、サービス提供開始日、保険者、要介護度および認知症高齢者日常生活自立度（ただし、感染症または食中毒による事故報告においては、(3)対象者で掲げる内容の報告は不要とする。）
- (4) 事故の概要：事故発生・発見の日時および場所、事故の種別、発生・発見時の状況等
- (5) 事故発生・発見時の対応：対応状況、受診方法、受診先、診断結果等
- (6) 事故発生・発見後の状況：家族や関係機関等への連絡
- (7) 事故の原因分析：本人要因、職員要因、環境要因の分析
- (8) 再発防止策：手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等
- (9) 損害賠償等の状況
- (10) その他、特記すべき事項

5 報告の時期

所要の措置（救急車の出動依頼、医師への連絡、利用者等の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに、保険者へ報告（第1報）すること。また、併せて居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所に対して報告を行うこと。

上記「4 報告すべき内容」のうち(1)から(6)についての報告は、事故発生・発見後速やかに、遅くとも5日以内を目安に行うこと。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により保険者に対して事故の概要について報告すること。

- (1) 利用者等の事故について、事業所等所在地の保険者および当該利用者等の保険者の両方に報告すること。
- (2) 報告後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、解決した時点で事故の分析や再発防止策等についてまとめ、作成次第最終報告すること。

6 市に対する事故報告の様式

報告は、市が定める様式により行うものとする。ただし、「4 報告すべき内容」に掲げる報告事項が記載されていれば、別に保険者等が定める事故報告書の様式で報告して差し支えない。

- (1) 市への事故報告の提出は、電子メールによる提出を基本とする。
- (2) 事故報告書は、感染症または食中毒による事故報告を除き、原則として利用者等個人ごとに作成し、報告すること。
- (3) 感染症または食中毒において一つのケースで対象者が多数になる場合は、疾患名、最初に患者が発生した日、利用者等・従業員の発生者数、主な症状、患者数の推移などを記載した事故報告書を1通作成し、保健所への報告の際に提出した書類を添えて市へ報告すること。

7 事故等の予防および再発防止

- (1) 介護サービス事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、従業員に周知しなければならない。
- (2) 介護サービス事業者は、発生した事故について原因を解明し、当該事故の再発防止に努め、同様の事故を防ぐための対策を講じなければならない。
- (3) 介護サービス事業者は、市が行う事故に関する調査において、資料の提出や確認を求められた場合は協力するものとする。

8 記録

事故の状況および事故に際して採った処理は必ず記録するものとし、完結後2年間は保存すること。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱いについて」は廃止する。